

CCUSチャンネル 動画全タイトル インデックス



YouTube CCUSチャンネルはこちら



CCUS 応援団チャンネルはこちら

現場運用マニュアル(次のページにインデックスあり)

- | | | |
|-------|-------|---------------------------|
| 元請事業者 | 下請事業者 | 1 現場管理者の設定 |
| 元請事業者 | | 2 現場・契約情報の登録方法 |
| 元請事業者 | 下請事業者 | 3 施工体制登録 |
| 元請事業者 | 下請事業者 | 4 施工体制パターンの登録 |
| 元請事業者 | 下請事業者 | 5 事業者間合意の要請と承認 |
| 元請事業者 | 下請事業者 | 6 施工体制登録済の現場に技能者を登録する① |
| 元請事業者 | 下請事業者 | 7 施工体制登録済の現場に技能者を登録する② |
| | 下請事業者 | 8 作業員名簿パターンの登録 |
| | 下請事業者 | 9 自社に所属する技能者の関連付け①要請と承認 |
| | 下請事業者 | 10 自社に所属する技能者の関連付け② |
| 元請事業者 | 下請事業者 | 事業者が技能者を自社に関連付けする |
| | 下請事業者 | 11 技能者の関連付けで再申請が必要な場合の対処法 |
| 元請事業者 | 下請事業者 | 12 就業履歴の直接入力づくり方(制作中) |
| 元請事業者 | 下請事業者 | 13 組織情報と組織ユーザの設定 |

CCUS NEWS

- 1 厚生労働省におけるキャリアアップシステム推進の取組み
- 2 元請独自ポイント実証実験(奥村組)
- 3 東急建設サポートデスク109のご紹介
- 4 「集合型登録会」のご紹介
- 5 「京都の管工事業～社長と職人の本音～」

[再生リストはこちら](#)

※ CCUS Monthly ～CCUSの運営状況～

[再生リストはこちら](#)

CCUSの登録申請

- 1 なるほど！技能者代行申請
- 2 なるほど！事業者代行申請
- 3 事業者本人申請

[再生リストはこちら](#)

CCUSのコツ

- 1 許可情報検索のコツ
- 2 代行申請の利用のコツ
- 3 インターネット申請のコツ
- 4 書類のJPG変換方法のコツ

[再生リストはこちら](#)

CCUS応援団

- 1 技能者向け特典
- 2 都道府県版特典紹介

[再生リストはこちら](#)

公共発注者支援機能

- 1 概要
- 2 元請事業者の操作方法
- 3 発注者の操作方法
- 4 EXCEL帳票

[再生リストはこちら](#)

デジタルサイネージ

- 2 CCUSを知っていますか？

[再生リストはこちら](#)

CCUSの概要説明

- 1 CCUS概要
- 2 必見！事業者⇄技能者関連付け(変更申請の方法)
- 3 15分で学ぶ！現場運用
- 4 3分でわかるCCUS
- 5 CCUSの概要(宮崎県主催説明会)
- 6 CCUSの申請・登録、現場運用(宮崎県主催説明会)
- 7 お父さん 建設キャリアアップシステムって何？

[再生リストはこちら](#)

CCUS Focus On

- 1 第1回(株)スエヒロ工業様
- 2 第2回福井建設様
- 3 【ダイジェスト版】第2回福井建設様
- 4 第3回(一般)職人育成塾様
- 5 第4回(有)池田住研様
- 6 第5回京都府管工事工業協同組合様
- 7 第6回草野作工様

[再生リストはこちら](#)

その他

- 1 就業履歴蓄積デバイスの紹介
- 2 建退共電子申請とCCUSのデータ連携
- 3 CCUSイメージアニメ『CCUSを知っていますか？』
- 4 行政書士のCCUS事業者登録の申請方法

[再生リストはこちら](#)

① 現場管理者の設定

<視聴は以下をクリック>



現場契約情報の登録には、現場担当者の設定が必須です。事業者責任者または階層管理者を現場担当者に設定することも可能ですが、事前の現場管理者作成、設定がお勧めです。

現場管理者は、担当現場の現場契約情報の変更、施工体制登録、「建レコ」の設定等が可能です。

また、設定は無料で、複数の現場担当者に設定することも可能です。CCUSの現場運用を多くの方が行えます。

<マニュアルは右をクリック> [現場管理者の設定](#)

② 現場・契約情報の登録方法

<視聴は以下をクリック>



「現場・契約情報の登録」とは、元請け事業者が各現場ごとにその現場の「現場情報」「契約情報」「工事情報」の三つの情報を登録することです。

「現場情報」は必ず登録、「契約情報」「工事情報」は必要に応じて登録します。

これらの情報は下位の協力事業者からも閲覧できるので、全て入力すると現場全体での情報の共有化を図ることができます。

<マニュアルは右をクリック> [現場・契約情報の登録](#)

③ 施工体制登録

<視聴は以下をクリック>



「施工体制登録」は、現場に入場する事業者を上位事業者が直近下位事業者の登録をする操作です。

操作方法は、「個別登録」か「事業者間合意済登録」かによって、操作方法が一部異なります。

<マニュアルは右をクリック> [施工体制登録](#)

④ 施工体制パターン登録

<視聴は以下をクリック>



CCUSの現場運用には、現場施工体制の登録が必要です。

上位事業者と下位事業者が要請と承認を行い、それぞれの現場の施工体制を登録します。上位事業者と下位事業者が「施工体制パターンの登録」を行うことで、より簡便に施工体制を登録できます。

「施工体制パターンの登録」を1回行うことで、どこの現場でもその事業者のパターンを使用することができます。

<マニュアルは右をクリック> [施工体制パターンの登録](#)

⑤ 事業者間合意の要請と承認

<視聴は以下をクリック>



「事業者間合意」は、上位事業者と下位事業者が合意をすることにより、上位事業者が下位事業者に代わって手続きを行えるようになる手続きです。

<マニュアルは右をクリック> [事業者間合意の要請と承認](#)

⑥ 施工体制登録済の現場に技能者を登録する①

<動画は以下をクリック> 元請事業者が現場登録と施工体制登録を完了後、下位事業者は自社の技能者を施工体制に登録する必要があります。



一人ずつ登録する「明細登録」と、作業員名簿パターンを作成して班ごとに登録する「作業員名簿パターンからの登録」の2通りを解説しています。また、施工体制台帳などの安全書類に自動反映できる「下請負事業者情報」の<「安全衛生責任者」「主任技術者」「選任区分」>の登録も解説しています。

<マニュアルは右をクリック> [施工体制に技能者を登録する①](#)

⑦ 施工体制登録済の現場に技能者を登録する②

<動画は以下をクリック> 上位事業者と下位事業者が事業者間合意を行い、下位事業者に所属する技能者が「代理手続きの同意確認」を完了していれば、上位事業者が<下位事業者の施工体制登録>と<代行技能者登録>を行うことができます。



技能者が所属事業者に対して「代理手続きの同意確認」を行う手順と、施工体制登録済の現場に下位事業者を登録する方法、またその事業所に所属する技能者を代行登録する方法を解説しています。

<マニュアルは右をクリック> [施工体制に技能者を登録する②](#)

⑧ 作業員名簿パターンの登録

<動画は以下をクリック> 例示に基づき、1次事業者が、作業員名簿パターンを作成する方法について解説しています。



<マニュアルは右をクリック> [作業員名簿パターンの登録](#)

⑨ 自社に所属する技能者の関連付け①要請と承認

<動画は以下をクリック> 技能者の就業履歴蓄積のためには、技能者の登録情報に所属事業者IDが登録されている（技能者関連付け）必要があります。



事業者が技能者を関連付けする際に、事前に必要な変更代行申請の要請と承認について解説しています。

<マニュアルは右をクリック> [①要請と承認](#)

⑩ 自社に所属する技能者の関連付け②事業者が技能者を自社に関連付けする

<動画は以下をクリック> 技能者の就業履歴蓄積のためには、技能者の登録情報に所属事業者IDが登録（技能者関連付け）されている必要があります。



事業者と技能者の間で要請と承認を行い、変更代行申請が可能になった事業者が、技能者を関連付けする方法を解説しています。

<マニュアルは右をクリック> [②技能者を自社に関連付け](#)

⑪ 技能者の関連付けで再申請を求められた時の対処法

<動画は以下をクリック> 技能者の就業履歴蓄積のためには、技能者の登録情報に所属事業者IDが登録（技能者関連付け）されている必要があります。



所属事業者が技能者を「関連付け」する過程で、技能者情報の再申請を求められるケースについて、よくある事象と再申請の手順について解説しています。

<マニュアルは右をクリック> [技能者関連付け再申請の対処法](#)

⑫ 就業履歴の直接入力のおくり方（制作中）

⑬ 組織情報（階層）と組織ユーザ（階層管理者）の設定

<動画は以下をクリック> 元請事業者が現場運用を始めるにあたり、本社、支店、管轄部署などの〈組織情報〉を設定し、登録現場をその管下に置けば、所属を明確にできます。また、設定した各階層に〈組織ユーザ〉として「階層管理者」を設定すれば、管理者の権限の範囲を明確化できます。



「階層管理者」を追加すれば、1IDあたり年間11,400円のID利用料が発生しますが、運用方法をご検討いただき、会社の規模に合わせた〈組織情報〉と〈組織ユーザ〉の設定を行えば、CCUSの運用管理をよりスムーズに行うことが可能になります。

<マニュアルは右をクリック> [組織情報（階層）と組織ユーザ（階層管理者）の設定](#)